



指定給水装置工事事業者の 違反行為に対する処分要綱を制定しました。

9

企業団では、水道利用者に安全でおいしい水を確実に届けるため、指定給水装置工事事業者の皆さまが、法令を遵守し、適正な水道工事を行っていただくことを目的として、**指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱**（以下「処分要綱」）を制定しました。

指定給水装置工事事業者が水道法等に違反した場合は、この処分要綱に従って指定の取消しなどの処分を行います。

主な処分 対象事項



処分要綱の詳細は
こちらから
(企業団ウェブ)

指定の取消し

○不正の手段により、指定又は指定の更新を受けたとき など

指定の取消し又は 指定の効力の停止6月以下

○無届工事による通水やメーターの不正使用等をしたとき
○給水装置の構造及び材料の基準に適合しない給水装置を設置したとき など

指定の効力の停止3月以下

○給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち合わせないとき など

適用時期

○令和5年11月1日以降の違反行為から処分の対象となります。

適用範囲

○処分の効力は、企業団に統合した13水道事業すべてに適用されます。
○処分期間中は、新たな給水装置工事の施行はできません。
○指定の取消しの日から2年を経過するまでは、再度、指定することはできません。

公表

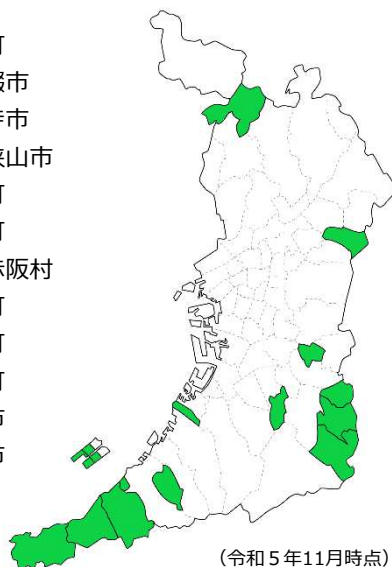
○処分が決定した場合、企業団ウェブに掲載し、一般に周知します。

問合せ先

○処分要綱に関するお問合せ
大阪広域水道企業団 経営管理部 広域調整課 (TEL 06-6944-6871)

大阪広域水道企業団の給水区域 (企業団に統合した13の水道事業)

- 豊能町
- 四條畷市
- 藤井寺市
- 大阪狭山市
- 太子町
- 河南町
- 千早赤阪村
- 忠岡町
- 熊取町
- 田尻町
- 泉南市
- 阪南市
- 岬町



(令和5年11月時点)

※今後、企業団への統合団体が増加すると、給水区域も拡大します。

処分対象事項及び処分内容

※ 指定の取消し : 以下「取消し」
指定の効力の停止 : 以下「効力の停止」

	処分対象事項	処分内容	
指定要件 違反	1	事業所ごとに主任技術者を置かないとき。	取消し
	2	法施行規則第20条で定める機械器具を有しなくなったとき。	取消し
	3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法施行規則第20条の2で定める者であることが判明したとき。	取消し
	4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	取消し
	5	法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
	6	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し
	7	次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
		(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	取消し又は効力の停止6月以下
		(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	効力の停止6月以下
		(3) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	効力の停止6月以下
	(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	取消し又は効力の停止6月以下	
	(5) 文書警告に従わないとき。	効力の停止3月以下	
	(6) 前各号に定めるもののほか、企業長の承認を受けずに工事を施行したとき、工事完成後に企業長の検査を受けなかったとき、又はその他の違反行為をしたとき。	取消し又は効力の停止6月以下	
	8	法人であって、その役員のうち上記3から7までのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	3から7までの各項目の処分内容に準ずる
主任技術者 選任等 義務違反	9	指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなかったとき。	取消し
	10	選任した主任技術者が欠けたときに、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなかったとき。	取消し
	11	主任技術者を選任又は解任したときに、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なかったとき。	取消し
	12	主任技術者が2以上の事業所の主任技術者となったために、その職務を行うに当たっての支障が生じたとき。	効力の停止3月以下
届出 義務違反	13	指定事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、定められた期間内にその旨を企業長に届け出なかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	取消し
事業の運営 義務違反	14	給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。	取消し
	15	配水管からの分岐工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させないとき。	効力の停止1月以下
	16	給水区域において、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	取消し又は効力の停止6月以下
	17	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	取消し又は効力の停止6月以下
	18	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	効力の停止3月以下
	19	施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に記録を作成させなかったとき、又はその記録を作成の日から3年間保存しなかったとき。	効力の停止3月以下
工事施行に 関する 義務違反	20	給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	効力の停止3月以下
	21	給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	取消し又は効力の停止6月以下
	22	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	取消し又は効力の停止6月以下
不正申請	23	不正の手段により、指定又は指定の更新を受けたとき。	取消し

適正な工事を行っていただくために、法令の遵守をお願いします。

